

介護保険負担限度額認定申請書

(表面)

早島町長 様

年 月 日

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ		被保険者番号		0	0	0	0	0	0						
被保険者氏名		個人番号													
生 年 月 日		明治・大正・昭和		年	月	日	性別		男 ・ 女						
被保険者住所		〒 電話番号													
介護保険施設等に入所（院）の場合 所在地及び名称等		〒 電話番号													
入所（院）年月日		年		月	日	介護保険施設に入所（院）していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記載不要です。									

配偶者の有無		有 ・ 無		※「無」の場合、以下の配偶者に関する事項についての記載は不要です。												
配偶者に関する事項	フリガナ															
	氏 名															
	生年月日	明治・大正・昭和		年	月	日	個人番号									
	住 所															
	本年1月1日現在の住所地	※ 現住所と異なる場合のみ														
	課税状況	市町村民税		課税		・		非課税								

収入等に関する申告	☐ ①生活保護受給者 / ②市町村民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者														
	☐ ③市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が 年額82.65万円以下です。（受給している年金に〇してください。） ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、維持年金を含みます。以下同じ。														
	☐ ④市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が 年額82.65万円を超え、120万円以下です。														
	☐ ⑤市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が 年額120万円を超えます。														
預貯金等に関する申告	☐ 預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1000万円（夫婦は2000万円）、③の方は650万円（夫婦は1650万円）、④の方は550万円（夫婦は1550万円）、⑤の方は500万円（夫婦は1500万円）以下です。 ※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、①～⑤いずれに該当する場合も1000万円（夫婦は2000万円）以下です。														
	預貯金額				有価証券				その他（※ ） ※内容を記入してください						

申請者が被保険者本人の場合は、下記については記載不要です。

申請者氏名	連絡先	
申請者住所	本人との関係	

注意事項

- （１）この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- （２）預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、その全てを記入してください。
- （３）書きれきない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- （４）虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大**2倍の加算金**を返還していただくことがあります。

（裏面につづく）

同意書

早島町長様

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、照会することに同意します。

また、早島町長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

＜ 本人 ＞

住 所

氏 名

＜ 配偶者 ＞

住 所

氏 名

早島町記入欄

決定年月日	年 月 日
有効期間	年 月 1日 ～ 年 7月 31日

利用者 負担段階	☐	1段階	生活保護受給・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給
	☐	2段階	町民税世帯非課税であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が82.65万円以下
	☐	3段階 ①	町民税世帯非課税であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が82.65万円を超え120万円以下
	☐	3段階 ②	町民税世帯非課税であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が120万円を超える
	☐	非該当	市町村民税課税（本人／世帯員）・預貯金等基準額超過

課長	課長補佐	主幹	係長	主査	主任	主事	係